産業廃棄物収集運搬処理

件　名	産業廃棄物収集運搬処理	仕様書番号	
		図面番号	1／3
図　名	表　紙	縮　尺	——

業務隊長	管理科長	営繕班長	管財係	工事企画係

陸上自衛隊　竹松駐屯地業務隊	令和５年２月１５日

仕　様　書

1　件　名

産業廃棄物収集運搬処理

2　場　所

長崎県大村市富の原１－１０００　陸上自衛隊竹松駐屯地

3　内　容

産業廃棄物収集運搬処理（伐採材・刈草）　予定数量：５７，７５０ｋｇ（１０５m^3）

産業廃棄物収集運搬処理（木くず）　予定数量：３５，７５０ｋｇ（６５．０m^3）

4　一般事項

(1)　本件は、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき実施すること。

(2)　本役務の写真は積込み、運搬及び処理の状況を撮影し、アルバム（Ａ４版）に整理し１部提出すること。

(3)　作業中、他の箇所に破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において速やかに原状復旧すること。

(4)　作業は監督官立会いのもと実施すること。

(5)　作業終了時、収集場所の清掃及び片付けを実施すること。

(6)　その他、不明な事項等が生じた場合は監督官と協議の上、実施すること。

5　特記事項

(1)　収集運搬した産業廃棄物は、計量器により重量を計測し運搬の都度、計測結果を監督官に報告すること。また、計測結果を証明できる計量伝票を速やかに提出すること。

(2)　産業廃棄物は適切に処分し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を工期内に監督官へ提出すること。

(3)　収集運搬業許可証の写し及び産業廃棄物処分業許可証の写しを監督官に提出すること。

(4)　本役務で使用する車両等は請負業者が準備すること。

(5)　本役務で運搬する産業廃棄物の数量は予定数量のため、契約後、監督官の指示する数量を運搬するものとする。

(6)　数量については、産業廃棄物種類別重量換算係数を用いており、換算係数は木くず（０．５５ｔ／m^3）を引用して算出したものである。

(7)　その他監督官が指示する書類を提出すること。

件　名	産業廃棄物収集運搬処理	図面番号	２／３
図　名	仕様書	縮　尺	——
陸上自衛隊　竹松駐屯地業務隊		令和５年２月１５日	

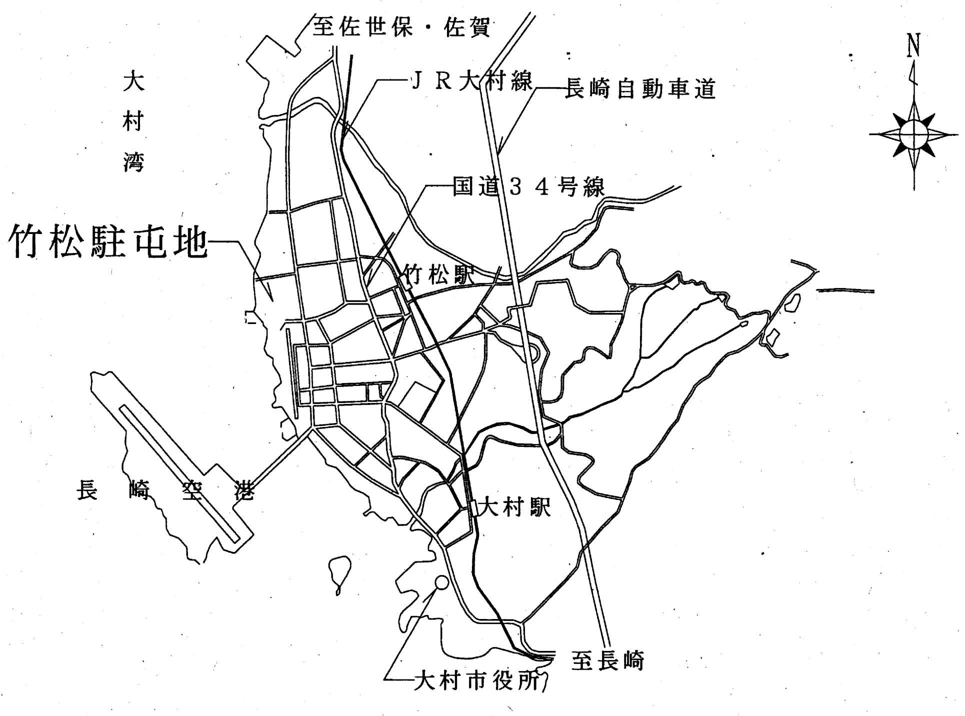

案内図　S=1:X

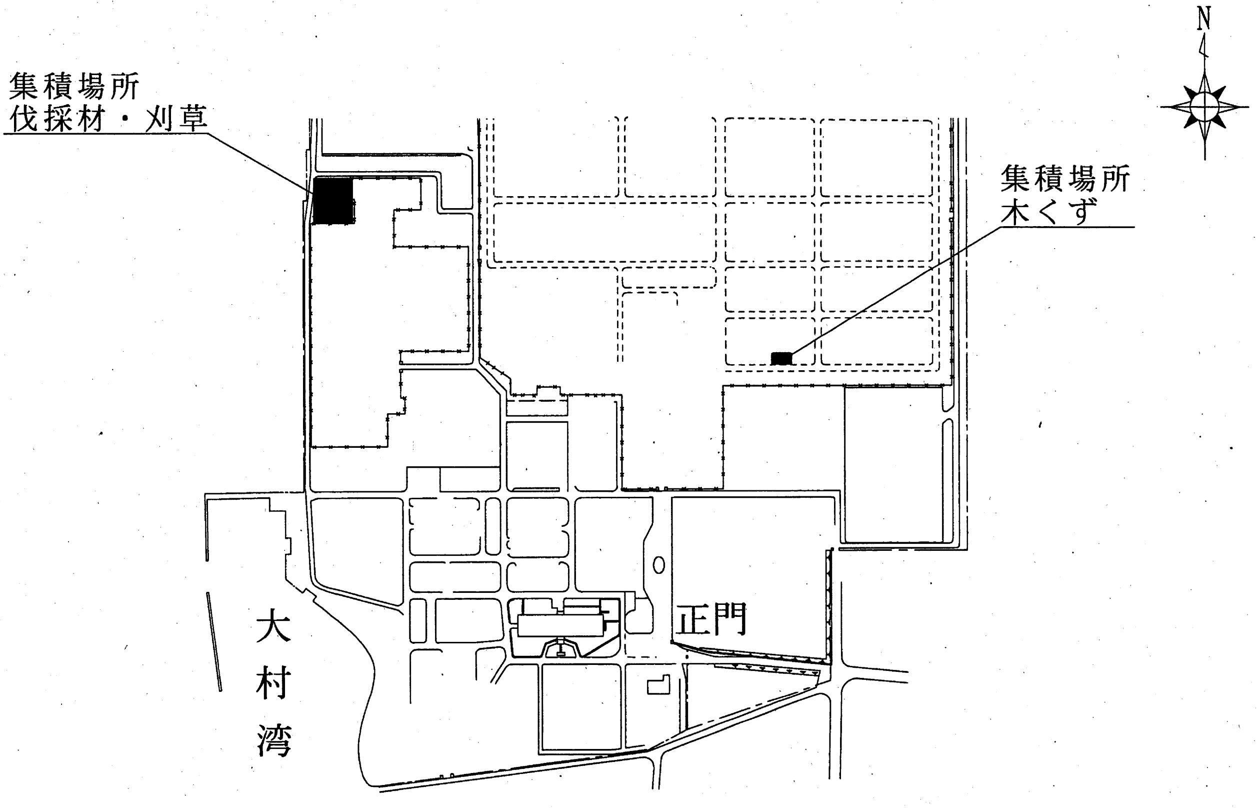

配置図　S=1:X

件　名	産業廃棄物収集運搬処理	図面番号	3／3
図　名	案内図・配置図	縮　尺	——
陸上自衛隊　竹松駐屯地業務隊		令和５年２月１５日	